

## 1 競争的資金等の管理及び運営に関わる者の責任と権限

九州歴史資料館は「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、管理及び運営に関わる者の責任と権限について、以下のとおりとしています。

### （1）最高管理責任者

- ・ 職名 館長
- ・ 責任と権限 館全体を統括し競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負う。

### （2）最高管理責任者統括管理責任者

- ・ 職名 副館長
- ・ 責任と権限 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について館を統括する実質的な責任と権限を持つ。